

感 感 発 0403 第 1 号
令 和 7 年 4 月 3 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

英国政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

英国政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについては、「英国政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」（令和7年2月19日付け感感発 0219 第3号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）においてお示ししているところです。

今般、同国のカンブリア州及びハンプシャー州において、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、本発生により設定された制限区域がウィルトシャー州に及んだ旨の情報がありました。

つきましては、当該通知を下記のとおり一部改正し、当該州において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書の受入を停止することとしますので、内容について御了知いただくとともにその運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

記

1. 改正内容

表中の輸入停止措置対象地域に、カンブリア州、ハンプシャー州及びウィルトシャー州を追加する。

2. 適用日

令和7年4月1日から適用する。

以上

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		現行	
輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日	輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
アングラス州	令和7年2月19日	アングラス州	令和7年2月19日
イースト・サセックス州	令和7年2月19日	イースト・サセックス州	令和7年2月19日
インバネス州	令和7年3月21日	インバネス州	令和7年3月21日
<u>ウィルトシャー州</u>	<u>令和7年4月1日</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>カンブリア州</u>	<u>令和7年4月1日</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
クルイド州	令和7年2月19日	クルイド州	令和7年2月19日
ケント州	令和7年2月19日	ケント州	令和7年2月19日
サフォーク州	令和7年2月19日	サフォーク州	令和7年2月19日
シュロップシャー州	令和7年2月19日	シュロップシャー州	令和7年2月19日
タイン・アンド・ウィア州	令和7年3月28日	タイン・アンド・ウィア州	令和7年3月28日
ダラム州	令和7年3月28日	ダラム州	令和7年3月28日
チェシャー州	令和7年2月19日	チェシャー州	令和7年2月19日
ティロン州	令和7年2月25日	ティロン州	令和7年2月25日
デボン州	令和7年2月19日	デボン州	令和7年2月19日
ネアン州	令和7年3月21日	ネアン州	令和7年3月21日
ノーサンバーランド州	令和7年3月28日	ノーサンバーランド州	令和7年3月28日
ノースヨークシャー州	令和7年2月19日	ノースヨークシャー州	令和7年2月19日
ノーフォーク州	令和7年2月19日	ノーフォーク州	令和7年2月19日

パース・アンド・キンロス州	令和7年2月19日	パース・アンド・キンロス州	令和7年2月19日
<u>ハンプシャー州</u>	<u>令和7年4月1日</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
ヘレフォードシャー州	令和7年2月27日	ヘレフォードシャー州	令和7年2月27日
ポーイス州	令和7年3月6日	ポーイス州	令和7年3月6日
マージサイド州	令和7年2月19日	マージサイド州	令和7年2月19日
リンカンシャー州	令和7年2月19日	リンカンシャー州	令和7年2月19日
ロンドンデリー州	令和7年2月17日	ロンドンデリー州	令和7年2月17日

感 感 発 0219 第 3 号
令 和 7 年 2 月 19 日
令和 7 年 4 月 3 日一部改正

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

英国政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

英国政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書のうち、以下の表に記載がある地域において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

なお、イースト・ライディング・オブ・ヨークシャー州及びコーンウォール州については、規則別表第 1 の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域から除外されていることを申し添えます。

輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
アングラス州	令和 7 年 2 月 19 日
イースト・サセックス州	令和 7 年 2 月 19 日
インバネス州	令和 7 年 3 月 21 日
ウィルトシャー州	令和 7 年 4 月 1 日
カンブリア州	令和 7 年 4 月 1 日
クルイド州	令和 7 年 2 月 19 日
ケント州	令和 7 年 2 月 19 日
サフォーク州	令和 7 年 2 月 19 日

シュロップシャー州	令和7年2月19日
タイン・アンド・ウィア州	令和7年3月28日
ダラム州	令和7年3月28日
チェシャー州	令和7年2月19日
ティロン州	令和7年2月25日
デボン州	令和7年2月19日
ネアン州	令和7年3月21日
ノーサンバーランド州	令和7年3月28日
ノースヨークシャー州	令和7年2月19日
ノーフォーク州	令和7年2月19日
パース・アンド・キンロス州	令和7年2月19日
ハンプシャー州	令和7年4月1日
ヘレフォードシャー州	令和7年2月27日
ポーイス州	令和7年3月6日
マージサイド州	令和7年2月19日
リンカンシャー州	令和7年2月19日
ロンドンデリー州	令和7年2月17日